浄化槽の清掃実施時期に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 豊橋市 第 号 住 所 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

浄化槽管理士 電話番号

年 月 日にあなたの下記1の浄化槽の保守点検を、環境省関係浄化槽法施行規則第2条に定める保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、豊橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条第2項の規定により、浄化槽の清掃をすべき時期を下記2のとおり通知します。

記

1	浄化槽の設置場所	
2	浄化槽の清掃を すべき時期	□ 月までに浄化槽の清掃が必要であること。 □ 速やかに浄化槽の清掃が必要であること。 【理由】 □ 浄化槽法第10条第1項に定めるところによる清掃が行われていないため。 □ その他生活環境の保全及び公衆衛生上浄化槽の清掃が必要であるため。

浄化槽管理者(浄化槽の所有者等)は、浄化槽法の規定により、毎年1回(全ばつ気方式の浄化槽にあっては、おおむね6か月ごとに1回以上)、浄化槽の清掃をしなければならないとされています(浄化槽法第10条第1項)。